

2005年出土の木簡



(六郷)

秋田・松田柵跡

ほったのさく

- 1 所在地 秋田県大仙市松田・仙北郡美郷町本堂城廻
- 2 調査期間 第四九一二・三次調査 一九八三年（昭58）四月
～五月、一〇月～一月

- 3 発掘機関 秋田県教育庁松田柵跡調査事務所

- 4 調査担当者 船木義勝・山崎文幸

- 5 遺跡の種類 城柵官衙跡

- 6 遺跡の年代 九世紀初頭～一〇世紀後半

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

松田柵跡は雄物川の中流域に近く、大仙市大曲市街地の東方約

六km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置する。遺跡は真山・長森の丘陵を中心として、北側の矢島川（烏川）、南側の丸子川によって挟まれた沖積低地に立地する。一九三〇年に高梨村（現大仙市）と文部省

なわれ、遺跡の輪郭が明らかにされた。この成果に基づき、翌年秋田県最初の国指定史跡となり、一九七四年以降は当事務所が継続して発掘調査を実施している。

遺跡は、真山・長森の二つの丘陵を囲む外柵と、長森を取り囲む外郭線からなる。外柵は東西一三七〇m南北七八〇mの長楕円形で、総延長は約三六〇〇m、これによつて囲まれる遺跡の総面積は約八七万八〇〇〇m²である。外柵は一時期の造営で、杉角材による木材塀が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。

外郭線は東西七六五m南北三二〇mの長楕円形で、総延長は約一七六〇m。石壘、築地塀（東・西・南の山麓）と地上高三・六mの材木塀が連なり、東西南北に八脚門を配する。外郭線は全体に四時期にわたる造営が認められる。

長森丘陵中央部には板塀で区画された政庁がある。政庁は、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置され、これらの建物には五期の変遷がある。

今回報告する第四九一二・三次調査は、一九八二年一〇月から一月にかけて行なわれた第四九次調査の補足調査である。第四九次調査では、一九三〇年の文部省による発掘調査対象の一つでもあつた、古代以来開口している井戸S-E五五〇（通称「ホイド清水」）の調査を行なつたが、掘形プラン検出にとどまつていたため、その精査を主たる目的として、二次にわたる補足調査を実施することにな

つた。第二次に分けたのは、春期に井戸本体及び丘陵地縁辺部の遺構群の精査を、水位の下がる秋期に井戸北側の沖積地における付属施設の有無と周辺遺構の検出を目指したことによる。

SE五五〇は、一辺約四mのほぼ方形の掘形内に、二・一m四方の井戸枠を設置したものである。井戸の北西側（斜面下位側）には排水路の存在が推定されている。井戸内部からは、土師器・須恵器（墨書き器を含む）や木簡を含む木製品が出土した。

なお二〇〇五年の第一三〇次調査の結果、政庁域からSE五五〇に向かう通路が検出された。通路の変遷を辿ることで、SE五五〇が払田柵の創建から終末期に至る間、その機能を保持し続けていたことも明確になつた。

木簡は、SE五五〇掘形から一点、SE五五〇に隣接する地点の遺物包含層から一点、計二点出土した。なお、SE五五〇周辺で採集された本誌未報告の木簡一点も併せて紹介することとする。このほか、SE五五〇内、及び近辺出土・採集の木簡としては、上記三点のほか、第一一三号木簡（本誌創刊号）と第一六号木簡（本誌第五号）の四点が知られる。

8 木簡の釈文・内容

(3)は、一九八〇年一二月にホイド清水の北西約五mの側溝内から採集されたものである。おそらく貢進文書木簡と考えられるが、品目は不明である。年紀は「宝」だとすれば、天平宝字四年(七六〇)となる。しかし、墨痕は全体に薄く、年号の部分も明瞭ではないの



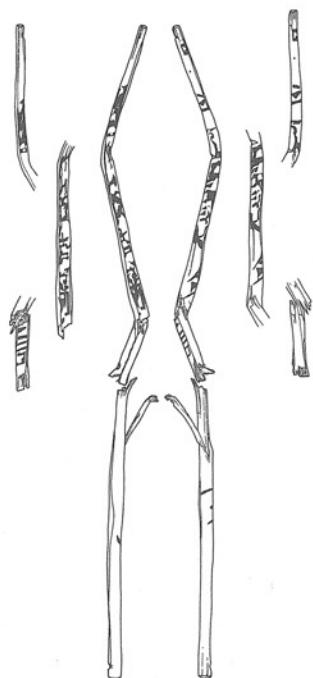
(2)



(3)

(3)

(高橋 学)



(1)

で、さらに検討する必要がある。
なお、木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏
のご教示を得た。

9 関係文献

秋田県教育委員会「払田柵跡—第四九一一三・五三・五四次発
掘調査概要—」(一九八四年)